

集する。

(成立)

第56条 協議会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

(各部顧問)

第57条 ① 文化部・運動部の各部及び同好会に顧問を置く。

② 顧問は、本支部専任教員の中から選出し、協議会で承認した後、支部長がこれを委嘱する。

③ 顧問は、部及び同好会の計画に参加し、部費等の使途を監査する。

第12章 会 計

(経費)

第58条 ① 本支部の経費は、支部会費その他の収入をもつてこれにあてる。

② 支部学生部門会費は、次のとおりとする。

(1) 学部学生 年額7,000円

(2) 大学院学生 年額1,000円

(会計年度)

第59条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算・決算)

第60条 ① 予算案及び決算は、総務委員会の議決・支部長の監査を経て、輔仁会理事会に提出し、その承認により決定する。

② 予算の決定及び前年度決算は、毎年度初めに総務委員会が全学生にこれを報告する。

第13章 規約改正

第61条 本支部規約の改正は、学生大会の議決及び協議会の承認を経なければならない。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成15年12月1日から施行する。

2 大学院学生に係る条項は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

輔仁会女子大学支部各部常任委員会内規

第1章 総 則

第1条 本会は、輔仁会女子大学支部各部常任委員会と称し、学習院女子大学内に本会を設置する。

第2条 本会は、輔仁会の主旨に沿った加入団体の活動を援助し、会員の学生生活の向上と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、本会に加入する全ての団体を統括する機関であり、加入団体および会員は本内規に違反する行動をなすこと、あるいは本内規に違反する規則を定めることはできない。

第2章 加入団体および会員

第4条 本会に加入する団体は、本会が承認したすべての部および同好会であり、本会の会員は加入団体に所属するすべての学生である。

第5条 本会に加入する団体は、本支部専任教員による顧問と、部員中より部長・会計をそれぞれ1名置かなければならない。

第6条 本会に加入する団体は、本内規に基づいて各々の規則を定め、各々の規則において定めた額を所属員から活動費として徴収することができる。

第7条 本会に加入する団体は、部および同好会のいずれかに分類され、加入団体ではない団体はすべて愛好会に属する。

第1節 部

第8条 本会に加入する団体の中で、本学の学生部員数5名以上を常に有し、対外・対内的にも優秀なる活動内容を示し、また本会加入後2年以上継続して活動している団体は、部の資格を有する。

第2節 同好会

第9条 本学の学生部員数1学年2名以上を常に有し、部に準ずる活動内容を示し、本会にて団体創設承認後2年以上継続して活動している団体は、同好会の資格および本会に加入する資格を有する。

第3節 愛好会

第10条 本学の学生部員数1学年2名以上を常に有し、積極的な活動をしている団体は、愛好会の資格を有する。

第3章 組織

第11条 各部常任委員会は、本会の事業全般に関する運営および決議機関である。

第12条 常任委員は、加入団体に所属する会員がその任にあたり、各部常任委員会を組織する。その選出方法は第18条に定める。

第13条 本会の目的を達成するため部長会を置く。

第14条 部長会は、各部常任委員会と各加入団体との連絡決議機関である。

第15条 部長会は、各団体の部長及び常任委員がその任にあたり、部長会を構成する。

第4章 各部常任委員会

第16条 各部常任委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 委員長が必要と認めた役職 若干名
- (5) その他の委員

第17条 常任委員は、各部常任委員会が適宜選出して決定する。

第18条 各部常任委員会より常任委員の推薦を求められた加入団体は、これを拒否することはできない。

第19条 加入団体が常任委員を不適任と認め、部長会にその罷免を提案し、賛成を得た場合、当該常任委員は辞任しなければならない。

第20条 常任委員の任期は、12月1日から翌年の11月30日までとする。

第21条 各部常任委員会は次の事項を行う。

- ①加入団体より提出された各書類の検討および保存
- ②部長会の開催
- ③その他本会の目的達成のために必要な事項
- ④各決定事項の総務委員会への報告

第5章 部長会

第22条 部長会は不定期に開催される。また各部常任委員会の要求があった場合、もしくは加入団体より要求があった場合には議長が招集する。

第23条 部長会は構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第24条 構成員がやむを得ぬ理由によって出席できない場合、同一団体に所属する会員を代理として出席させる必要がある。

第25条 部長会議長は議事に関して説明を求めるために、その関係会員を出席させることができる。当該会員はこれを拒否することはできない。

第6章 団体の創設・新規加入および加入団体の昇格・降格その他の処置

第1節 団体の創設

第27条 第10条を充足した団体は本学の団体となる資格を有する。ただし、加入団体と同等の権利は与えられない。

第28条 団体の新設を希望する場合は、以下の手続きを踏む。

- ① 団体創設届および所属員名簿を各部常任委員会に提出する。
- ② 常任・部長会にて創設目的および活動内容を提示し、常任・部長会と代表委員会の承認を得ることによって受理される。

第2節 団体の新規加入

第29条 第9条を充足した愛好会は、各部常任委員会の加入団体となる資格を有する。加入を希望する場合、当初は同好会となる。

第30条 加入の資格を有する愛好会が加入を希望する場合は、以下の手続きを踏む。

- ① 加入希望書及び所属団体員名簿、団体創設からの活動報告書を各部常任委員会に提出する。
- ② 常任・部長会にて過去の活動内容および成績を掲示し、常任・部長会と代表委員会の承認を得ることによって受理される。

第3節 昇格

第31条 第8条を充足する同好会は昇格の資格を有する。

第32条 昇格の資格を有する同好会が昇格を希望する場合は、以下の手続きを踏む。

- ① 昇格希望書を各部常任委員会に提出する。昇格希望書には団体創設からの活動報告書および会計報告書、会員名簿を添える。
- ② 常任・部長会にて過去の活動内容および成績を掲示し、常任・部長会と代表委員会の承認を得ることによって受理される。

第4節 降格およびその他の処置

第33条 加入団体あるいは会員が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、第34条に掲げる処置を講ずる対象となる。

- ① 本規約に違反する行動をなした場合。
- ② 常任・部長会の決定に従わなかった場合。
- ③ 総務委員会の決定に従わなかった場合。
- ④ 総務委員会、各部常任委員会あるいは大学に対する書類提出等の義務を怠った場合。

第34条 加入団体あるいは会員が第33条に掲げた行為をなした場合は、次期予算を大幅に減額する処置を講ずる。

第35条 加入団体がやむを得ず活動できなくなった場合、休部の手続きをとり、部は同好会へ降格となり、配当された部会室は直ちに返却しなければならない。

第36条 休部手続き後、1年を経ても活動を再開しない団体は廃部となる。

第7章 改 正

第37条 本内規の改正は各部常任委員会が提案し、総務委員会の承認を得るものとする。

附 則

この会則は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年12月1日から施行する。

学習院女子大学の学内宿泊に関する内規

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「女子大学」という。）の学生が合宿等のために学内に宿泊する場合の許可基準を定める。

(宿泊が認められる活動)

第2条 学内に宿泊すること（以下「学内合宿」という。）が認められる活動は、次のとおりとする。

- 一 女子大学演習、女子大学の輔仁会運動部・文化部等の団体活動における合宿
- 二 その他女子大学が認めた場合

2 前項の活動であっても、学外者の宿泊は原則として認めない。

(申込手続)

第3条 学内合宿する場合は、所定の「学内合宿許可願」に名簿を添付の上、合宿開始日の10日前若しくは夏季休業開始日の10日前までに学生部へ提出する。